

【 3 】

氏名	谷 光 隆 たに みつ たか
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 14 号
学位授与の日付	昭 和 40 年 6 月 22 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	明 代 馬 政 の 研 究
論文調査委員	(主 査) 教 授 宮 崎 市 定 教 授 田 村 実 造 教 授 佐 伯 富

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は明一代にわたる馬政、即ち軍馬の購入、飼育、増殖、補充に関する政策の研究である。

第一篇茶馬貿易の研究は、政府が中国の特産品なる茶を利用し、主として陝西辺外の異民族の馬と交易した始末を述べ、それが北方よりする蒙古民族の侵入妨害による中絶期を境として、前後二期に分つことが出来るとし、その間における私茶の盛行によって茶馬貿易が衰退する経過を述べる。

第二篇民間孳牧の研究は、政府が軍馬の自給を計るため、南北直隸、山東、河南の地方に種馬を割宛てて飼育させ、はじめその負担は所によっては人丁の多寡、所によっては地畝の広狭を基準として科派したが、それがやがて地畝基準に統一され、次に折銀され、遂には一条鞭法の中に吸収されて行く変遷を論述する。

第三篇椿朋・太僕銀の研究は、軍馬飼育者が馬を損傷したときに賠償せしめる制度としての椿朋銀、これと其他の買馬費を総括したる太僕銀の蓄積、使途、消耗の沿革を考察し、最後に馬政の張弛は国力の消長と平行するものであったと結論する。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

明代の研究は近時長足の進歩を遂げ、土地所有、租税制度、役法問題、商工業の発達など各方面から検討されているが、本論文は馬政の面から明代社会経済の推移を考察したものである。

明一代は常に北方遊牧民族と敵対関係にあり、万里の長城に沿って重兵を配置して国防に当らせなければならなかったので、これに軍馬を補給することは必須の条件であった。しかもこれには多大の経費を必要とするので、馬政は軍事問題であると共に経済問題であり、その経費を負担するのは結局は人民大衆に外ならなかったので、これはまた同時に社会問題でもあった。故に著者は主として社会経済史の観点から、明代の馬政を研究しようとする。

由来、中国の内地には良好な牧場が少ないので、一時に軍馬を多量に購入するには、塞外民族と交易す

る外なかった。明代には多くの場合、西陲辺外の中立的なチベット系民族から、茶を用いて馬を入手した。一方には軍馬の自給を計ろうとし、これを内地人民に強制的に割宛てて飼育増殖せしめた為、害を民間に及ぼすことが少なくなかった。また民間牧馬のための官有地なる草場が次第に開墾され、それが勢家豪富のために兼併される傾向を生じ、民間孳牧の体制が崩壊した。そこで政府は人民の軍馬飼育増殖の義務を銀に換算して折納させ、ここに馬価銀、草料銀など称せられる新しい租税が成立し、太僕寺庫に納められた。然るに辺費の急増、国庫の涸渇により、太僕銀は馬政以外の広義の国防費に流用されることとなり、馬政が危機に直面するが、これと共に明の国政は他のあらゆる方面に破綻を現わして滅亡に至るのである。

この種の研究が常に直面する困難は、断片的な記録が夥しく存在するに拘わらず、条理一貫した説明の少ないこと、特殊な用語が甚だ多く、しかもその意味の不明確なこと、などである。故に従来も馬政の問題は局部的には屢々論じられて来たが、明一代を通観して系統的な論述を試みたのは著者を以て嚆矢とする。著者は実録、地志などの浩瀚な史料を渉猟し、特殊用語に適切な解釈を与え、明代馬政の実態、その盛衰を明かにしたが、このことは同時に隣接の分野の研究にも寄与するところが少なくない。

よって本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。